

男鹿市告示第18号

男鹿とつながる学生仕送り支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月17日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿とつながる学生仕送り支援事業実施要綱の一部を改正する告示
男鹿とつながる学生仕送り支援事業実施要綱（令和7年男鹿市告示第59号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用回数及び期限) 第5条 (略) 2 送り状の利用期限は、申請のあった日の属する年度の <u>3月31日</u>までとする。</p>	<p>(利用回数及び期限) 第5条 (略) 2 送り状の利用期限は、申請のあった日の属する年度の <u>2月末日</u>までとする。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。